

## 令和6年度 インバウンド多様な食文化対応支援業務委託仕様書

本仕様書は、山梨県（以下「県」という。）が発注する令和6年度 多様な食文化対応支援業務を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

### 1 委託業務名

令和6年度 インバウンド多様な食文化対応支援業務

### 2 業務期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

### 3 業務の趣旨

県では、ムスリムやベジタリアン、ヴィーガンなど多様な文化・習慣を持つ外国人旅行者（以下、「ムスリムやベジタリアン等」という。）が安心して快適に滞在できる環境整備を推進している。

当事業では、本県を訪れたムスリムやベジタリアン等への対応として、情報開示型\*の本県独自の基準を作成、基準を満たした商品にロゴマークを付与し、商品や店頭、メニュー等に表示することでムスリムやベジタリアン等が安心して商品の購入や飲食店を利用できる環境を整備することにより、観光消費額の拡大につなげることを目的とし、本事業の委託業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定する。

※特定原材料等の商品成分情報を開示し、最終的な購入は消費者自身に判断してもらうという考え方

### 4 業務内容

#### ① 情報開示型 多様な食文化対応支援

##### (1) 概要

ムスリムやベジタリアン等の外国人旅行者が安心して土産品の購入や食事等ができる環境を整えるため、県独自の基準を作成し、基準を満たした商品にロゴマークを付与する。

##### (2) 支援対象

県内の土産品製造事業者や飲食事業者、宿泊事業者（以下、対象事業者）

##### (3) 業務範囲

- ア 県や関係団体と協議の上、ムスリムやベジタリアン等に関する独自基準及び独自ロゴマークの作成
- イ 支援を希望する事業者の募集、伴走支援、検査、ロゴマークの付与（伴走支援は1事業者につき3回程度を想定）

##### (4) 目標支援事業者数

20事業者

#### ② 多様な食文化対応に関するセミナーの開催

##### (1) 概要

対象事業者向けの多様な食文化に関するセミナーを開催する。

(2) 開催方法・回数

方法：リアル又はオンライン（使用アプリは県と相談の上、決定すること）

回数：1回以上

(3) 業務範囲

ア セミナーの企画、運営（セミナー内容は県と協議の上、決定すること）

イ 参加者の募集、名簿管理、日程告知等の窓口業務

ウ アンケートの実施、集計、分析（アンケート内容は県と協議の上、決定すること）

③ QRコード等を活用した特定原材料等の多言語表示の調査・検討及び報告

(1) 概要

土産品や飲食店メニュー等に含まれる特定原材料等について、外国人旅行者が容易に判別できる表示方法（QRコードなど）について調査・検討し、その結果を県に報告する。

(2) 業務範囲

ア 外国人旅行者の特定原材料等に関する行動調査

イ 対象事業者の対応状況及び意識調査

ウ 利用者のアクセシビリティやシステム構築及びランニングコスト等を踏まえた表示方法の検討

エ ア～ウで得た結果の報告（令和6年9月頃を目途に中間報告を行うこと）

## 5 成果物

(1) 報告書の提出

ア 報告書（A4縦、横書き）

イ その他県が指定するもの（打合せ記録、本業務で使用した各種ドキュメント）

(2) 納品方法

ア 紙媒体（カラー版） 1部 郵送又は持参

イ 電子媒体（ファイル形式：PDF） メール

(3) 納期

令和7年3月14日（金）

(4) 事業成果の帰属

本業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利（以下、「著作権等」という）は県に帰属するものとし、県はウェブサイト等に随時使用、複製できるものとする。

成果物に第三者の著作物等が含まれている場合、当該著作物等（当該著作物等を改変したものを含む）の著作権等は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、県は、これを無償で永久的に、非独占的に使用できるものとし、受託

者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

## 6 想定スケジュール

業務内容	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①多様な食文化対応支援	● 委託事業者決定	← 独自基準・ロゴマーク作成 →		← 伴走支援、検査、ロゴマーク付与等 →							
②セミナー開催			← セミナー開催 →								
③QRコード等調査・検討		← 中間報告 →									
④報告書											● 報告書提出

※実際の業務スケジュールは受託者決定後、県とよく協議すること。

## 7 納品先

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館2階

山梨県 観光文化・スポーツ部 観光振興課 国際観光振興担当

## 8 留意事項

(1) 個人情報や企業情報の保護等の秘密厳守及び他用途への使用禁止

本業務の受託者は、調査の遂行に当たっては秘密を厳守し、個人、情報等の漏洩がないよう機密保持に万全を期すること。

(2) 一括再委託の禁止

委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。

(3) 会計検査への協力等

委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員及び会計検査院の検査の対象となる。検査となった場合は、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

## 9 その他

(1) 受託者は、県と十分に協議を行いながら全体の業務を進めること。

(2) 本仕様書に記載のない事項及び記載内容に変更や疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定する。

(3) 本仕様内容の遂行に必要な人員、機材等については、受託者が手配すること。